







訴 状

平成20年4月21日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	中	田	昭	孝		代
同		飯	村	佳		
同		余	田	博		
同	(担当)	橋	本	芳		

当事者の表示	別紙記載のとおり
請求の趣旨	別紙記載のとおり
請求の原因	別紙記載のとおり
証拠方法	別紙記載のとおり
添付書類	別紙記載のとおり

土地明渡請求事件

訴訟物の価額	金4904万9326円
貼用印紙額	金17万円

請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、別紙物件目録記載の土地を明け渡せ。
 - 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者等

1 原告

原告は、研究教育等を目的とする国立大学法人である（甲第1号証）。

2 被告ら

- (1) 被告京都大学時間雇用職員組合 Union Extasy（以下「被告ユニオンエクスタシー」という。）は、京都市左京区吉田本町京都大学内を住所地とし、原告に勤務する時間雇用職員を構成員とする労働組合である（甲第2号証ないし甲第4号証）。

被告ユニオンエクスタシーは、代表世話人を含む複数の世話人が存在して団体としての組織を備え（甲第5号証及び甲第6号証）、また、多数決の原則が行われて構成員の変動にかかわらず団体として存続することが予定され（甲第3号証及び甲第4号証）、団体自身の名義で預金を有して団体独自の財産を有するなど（甲第2号証及び甲第4号証）、団体としての主要な点が確定している権利能力なき社団である。

- (2) 被告小川恭平（以下「被告小川」という。）及び被告井上昌哉（以下「被告井上」という。）は、被告ユニオンエクスタシーの活動における中心的役割を担ってきた人物である。

後述の被告ユニオンエクスタシーによる別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の不法占有についても、被告小川及び被告井上が実質的主体となっており、現時点でもなお、両名が現実には本件土地を占

有している。

兩名は、いずれも本年3月末日をもって原告との雇用期間が満了しているが（甲第7号証の1及び2）、雇用期間制限に不服を述べてかかる制限の撤廃等を求めている。

第2 被保全権利

1 本件土地の所有

原告は、本件土地を所有している（甲第8号証）。

2 被告らの土地占有

(1) 被告らに正当な占有権限がないこと

被告らは、何ら占有すべき正当の権限を有しないのに、平成21年2月23日から現在に至るまで、仮設テントを建てるなどして不法に本件土地を占有している。

(2) 被告らが本件土地を占有するに至った経緯（甲第26号証）

被告らは、原告に対し、有期雇用職員に関する雇用期間制限の撤廃等を求めて活動を行い、最終的に本件土地を不法占有して現在に至っている。

その経緯は概要は下記のとおりである。

ア 原告構内において集会を開催するためには、その許可を得ることが必要である（甲第9号証）。

ところで、被告ユニオンエクスタシーは、平成21年2月20日、上記主張のためと称して、原告総務部職員課を訪れ、同月19日付の集会届を提出した（甲第10号証）。

しかしながら、同集会届によれば、集会予定日は週明けの同月23日と迫った期日であり、また、集会の期限は無期限とされ、終期について限定がなされたものではなかった。さらに、参加予定者数は2600名などと、到底考えられないような内容（仮に万一、このような人数が参集したとす

- れば、集会届に記載された場所では到底収容が不可能である。)であった。
- イ このように、上記集会届に記載の内容では、到底許可を与えることができるものではなかったことから、原告において不許可としたところ、被告らは、平成21年2月23日から、本件土地にテントを設置し、立て看板を設置するとともに、テント内にコタツを設置して居座り（不法占有）を開始した（甲第11号証の1ないし5）。
- 同月25日から原告の入学試験が始まり、受験生ほか多数の来場があることから、24日以降も、原告はテント等の撤去を求めたが、被告らはこれに応じずに不法占有を継続し（甲第12号証の1ないし4、第13号証）、かえって25日には、ピケッティングと称して、受験生らに対し、「この大学の職員はいなくなるのに、君たちは受験するのか」などと徒に不安・動揺を与える演説を行うとともに、26日には、受験生らで混雑する白昼に、本件土地において、持参したドラム缶に火力を使用して湯を沸かし、ドラム缶に被告小川が全裸になって入るというデモンストレーションを行い、これを目撃した者から通報を受けた警察官が原告構内に入構するという騒ぎとなった（甲第14号証の1ないし6）。
- ウ 上記不法占拠に対して、原告職員が再三に亘り退去を求めたが、被告らはこれに応じず、その後の3月16日以降、原告は被告らと団体交渉のための予備交渉を行ったが、交渉の議題、人数、時間、場所について意見が平行線を辿った。交渉に際しても、被告らは、大声での罵声を繰り返すなどの恫喝行為を繰り返すとともに、交渉が終了してからも、原告職員の執務室まで押し入り、大声での罵声を繰り返すなどの恫喝行為を繰り返していた（甲第15号証、第16号証）。
- エ 被告らの占有は正当な権限のない不法なものであることが明らかであり、また、原告の卒業式を間近に控えていたこともあって、3月19日以降、原告は、被告らに対し、テント等を本件土地から撤去して退出するように

求める通告書を2度に亘り交付したが（甲第17号証及び第18号証）、被告らは応じなかった（甲第18号証の1ないし3）。

かえって、3月23日には、再び、本件土地の近くにてドラム缶に湯を沸かし被告小川が裸になり入るとともに、暖を取るため、本件土地上にて木材に火をつけて「焚き火」を行う始末であった。

オ 不法占拠に伴い必要な電力については、被告らは、当初、原告構内のレストランから無断で借用していたが（甲第11号証の5）、その使用を止められるや、原告構内の公衆電話用電源から電気を無断で取り始め（甲第20号証の1及び2）、それも止められると、今度は、原告の管理する建物から直接電気を無断で取るという行為に及ぶようになった（甲第21号証の1及び2）。

カ かかる不法占有は現在も継続されており、被告らは、電気を無断で取りつつ、仮設テント内に電気こたつを持ち込み、当該場所にて自炊するなどして、寝泊りをして居座り続けている（甲第22号証の1及び2）。

原告からの度重なる要請・警告にもかかわらず、本件土地から退去する様子を見せるどころか、日を経る毎に持ち込み物が増え、占有範囲も広がってきている。被告らは自らの活動をストライキと称してホームページ上で動画を用いるなどして詳細に報告しており（URL <http://extasy07.exblog.jp/5773358>, 甲第23号証）、違法であるのが明らかであるのに、敢えて、不法占有を継続している。

(3) 被告らの占有は何ら正当な理由はないこと

被告らは、有期雇用職員に関する労働条件の改善を求める活動の一環として、本件土地を占有しているようである。

しかしながら、被告らが本件土地を管理する原告の許諾を得ることなく、無断で本件土地を占有することは、全く必要性がないものであるうえ、原告の施設管理権を侵害するものであって、到底、正当な労働活動とはいえない

(最判昭和54年10月30日判時944号3頁参照)。

被告らの本件土地の占有は何ら正当な理由のない不法なものであることは明らかである。

3 小括

以上のとおり、原告は、被告らに対し、本件土地の所有権に基づく妨害排除請求権を有する。

第3 早期判決及び明渡し実現の必要性

1 仮処分

被告らは、上記のごとく原告の所有権に基づく土地明渡し請求に対して全く応じる姿勢をみせず、不法占有を継続している。

そのため、原告は、被告らを債務者として、御庁に対して不動産占有移転禁止仮処分命令を申立て、本年4月7日に仮処分決定を受けた(御庁平成21年(ヨ)第232号。甲第27号証)、そして、同月10日、同仮処分命令に基づく執行が完了した。

上記仮処分執行の完了を受けて、原告は本訴を提起したものであるが、裁判所におかれては、以下の事情を勘案頂き、速やかに原告の請求を認容する判決を下されたい。

2 原告のイメージ悪化、本件土地の使用回復の必要

被告らが占有する本件土地は時計台記念館前であるところ、同記念館は原告のシンボルである。時計台記念館前は、学外からの来訪者の多くが記念撮影を実施する場所である。上記のとおり、入学試験、卒業式等で来訪する受験生、卒業生その他の学外者が多数来訪する時期に被告らは時計台記念館前を不法占拠して美観を損ね、記念撮影の妨げになるなど、既に施設利用に支障をきたしている。

そして、時計台記念館には、収容定員500名の百周年記念ホールなどの多

数の会議室があるほか、総長の迎賓室、ラウンジ、京都大学の歴史を紹介し歴史資料を公開する歴史展示室、生協の売場、さらに約30名を収容するレストランもあり、学内者に限らず、連日大勢の地域住民をはじめとする学外者が訪れる。本年4月以降、時計台記念館での会議の予定も数多く入っており、海外の研究者等を招聘して実施する国際シンポジウム、地域住民等の学外者を主な対象とした講義、新入学生のガイダンスや学生の健康診断、外国人留学生による成果発表会などが予定されている。こうした学外者に対して、原告の顔とも言うべき時計台前が不法占拠されていることにより与えるイメージの低下は、原告にとって甘受し難く、早急に施設の利用を回復する必要がある（甲第26号証）。

3 楠の保全

また、本件土地上にある「楠」は、時計台記念館とともに原告のシンボルとなっている樹木である（原告のロゴマークとしても使用されている。甲第24号証）、被告らが楠の根元にテントを設置して地盤を荒らす行為等をしているために、その育成に深刻な危害を及ぼしている危険があると樹木医からも指摘を受けており（甲第25号証）、この点からも早急に不法占有を排除する必要がある（甲第26号証）。

なお、被告らの占有により楠の生育等に支障が生じたことが判明した場合、原告は被告らに対し、不法占有期間中の賃料相当損害金に加え、楠の毀損に関する損害の賠償を別途請求する予定である。

4 危険行為

以上に加えて、現実に通行人らに危害が及ぶおそれがある。

前述のとおり、時計台記念館及び楠は原告のシンボルであり、被告らが不法占有する本件土地は、原告構内でも最も人の往来が多い場所である。

かかる場所にて被告らは、木材に火をつけドラム缶で湯を沸かすという危険な行為をし、また、ドラム缶に全裸になって入るといった公然わいせつ行為にも

及んでいる。持参した木材に火をつけて焚き火をし、暖をとるといふ危険な行為もしているのである。被告らの仮設テントは時間の経過とともに増設されており、また、原告に対する要求やその際の態度も日増しにエスカレートしている。かかる状況において、今後、再び焚き火等を行うことや、引き込んだ電気が漏電することなどにより、テントや付近の楠等の樹木への引火、時計台記念館等建物への引火、通行又は停車中の車への引火などが生じるおそれがあり、付近を往来する学生や学外の来訪者らへの危害が及ぶおそれがあるものと言わざるを得ない（甲第26号証）。

5 まとめ

被告らの占有が権限に基づくものでないことは明白であり、裁判所におかれては、上記の事情を勘案のうえ、速やかに原告の請求を認容する判決を下されたい。

第4 まとめ

以上の次第から、原告は被告らに対し、本件土地の所有権に基づく妨害排除請求権の行使として、本件土地の明け渡しを求め、本訴に及ぶ。

以上

証拠方法

甲第1号証	履歴事項全部証明書（原告）
甲第2号証	Union Extasy設立趣意書
甲第3号証	京都大学時間雇用職員組合Union Extasy規約
甲第4号証	同細則
甲第5号証	役員名簿
甲第6号証	規約改正届及び役員改選届

甲第7号証	労働条件通知書
甲第8号証	全部事項証明書（土地）
甲第9号証	京都大学学内集会規程
甲第10号証	集会届
甲第11号証	写真
甲第12号証	写真
甲第13号証	写真
甲第14号証	写真
甲第15号証	団体交渉要求書
甲第16号証	団交再要求書
甲第17号証	通告書
甲第18号証	通告書
甲第19号証	写真
甲第20号証	写真
甲第21号証	写真
甲第22号証	写真
甲第23号証	被告らホームページ抜粋
甲第24号証	原告ホームページ抜粋
甲第25号証	樹木医意見書
甲第26号証	陳述書
甲第27号証	仮処分決定

添付書類

1	訴状副本	3通
2	甲号証写し	各4通
3	資格証明書（原告，甲1と共通）	1通

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| 4 | 被告ユニオンエクスタシー規約（甲3と共通） | 1通 |
| 5 | 住民票（被告井上及び被告小川） | 各1通 |
| 6 | 不動産鑑定評価書 | 1通 |
| 7 | 委任状 | 1通 |

当事者目録

〒606-8501 京都市左京区吉田本町36番地1

原 告 国立大学法人京都大学
代表者学長 松 本 紘

〒606-8507 京都市左京区吉田本町

弁護士法人くすのき
原告訴訟代理人弁護士 中 田 昭 孝

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目4番18号 梅ヶ枝中央ビル7階

はばたき綜合法律事務所（送達場所）

電 話 06-6363-7800

FAX 06-6363-8200

原告訴訟代理人弁護士 飯 村 佳 夫
同 弁護士 広 瀬 道 人
同 弁護士 坂 川 雄 一
同 弁護士 余 田 博 史
同 弁護士 橋 本 芳 則
同 弁護士 森 川 憲 一

〒606-8317 京都市左京区吉田本町京都大学内

被 告 京都大学時間雇用職員組合
Union Extasy

代表者代表世話人 井 上 昌 哉

〒606- [redacted] 京都市左京区 [redacted]

[redacted]

被 告 井 上 昌 哉

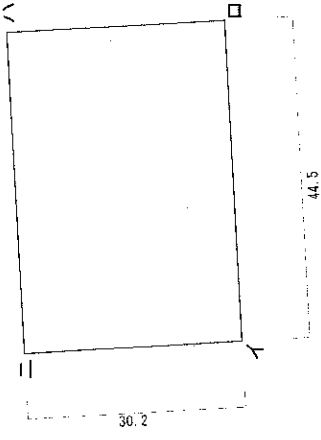
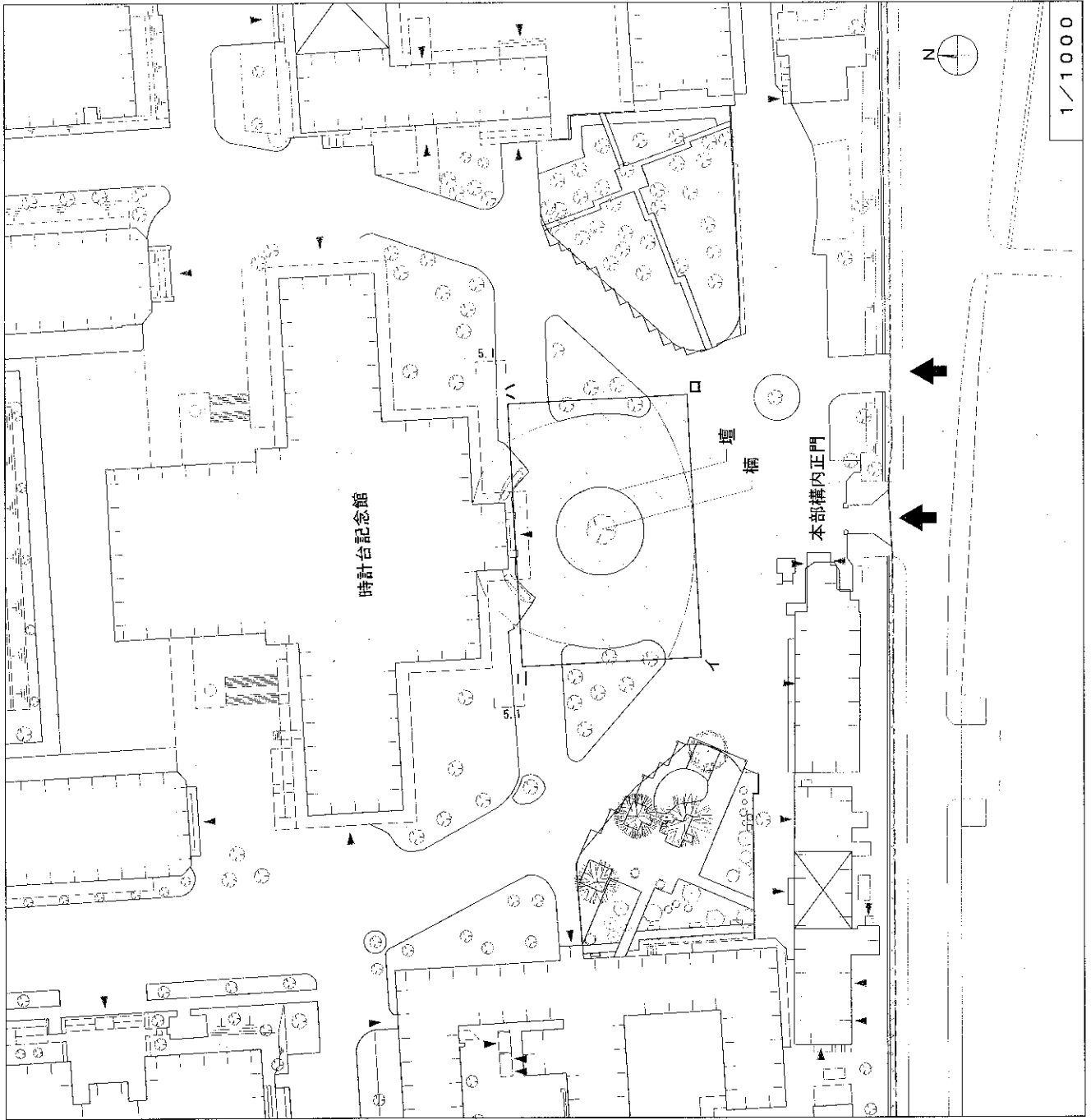
〒606- [redacted] 京都市左京区 [redacted]

被 告 小 川 恭 平

物 件 目 録

所 在 京都市左京区吉田本町
地 番 3 6 番 1
地 目 学校用地
地 積 1 6 2 2 7 0 平方メートル

上記土地のうち、別紙図面イロハニイを順次直線で結んだ範囲の部分（別紙図面斜線部分1 3 4 3. 9平方メートル）



$44.5 \times 30.2 = 1,343.9\text{m}^2$